

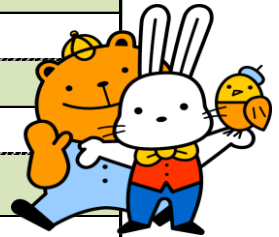
◆◆◆◆ 令和4年度(令和4年4月～令和5年3月分) ◆◆◆◆

国民健康保険税について

国民健康保険税納税通知書は世帯主様あてに送付しております。

◆ 納税通知書の記載内容

1 ページ	表	納税義務者の住所、氏名等
	裏	納付できる金融機関とスマートフォンアプリ、口座振替のご案内
2 ページ	表	課税の内訳
	裏	軽減制度について
3 ページ	表	期別ごとの税額
	裏	非自発的失業者にかかる軽減措置について 国民健康保険税の減免措置について
4 ページ	表	個人ごとの課税の内訳
	裏	年金からの天引き（特別徴収）について
5 ページ	表	国民健康保険税のあん分率及び軽減額、納期限等
	裏	後期高齢者医療制度に対する支援と、介護保険制度について
6 ページ	表	課税の根拠等
	裏	後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の配慮について
7～8 ページ		国民健康保険税口座振替依頼書 ※納付書払いの場合のみ
単 票		国民健康保険税の納付書兼納入済通知書 ※納付書払いの場合のみ



◆今年度の改正点

① 税率と課税上限額が変更になりました。

	改正前（令和3年度）			改正後（令和4年度）		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.70%	2.80%	3.80%	6.60%	2.70%	2.80%
均等割額 (1人あたりに 必ずかかる税額)	17,900円	6,700円	11,900円	18,700円	7,300円	10,000円
平等割額 (1世帯あたりに 必ずかかる税額)	18,300円	7,000円	7,900円	18,300円	7,200円	6,200円
課税上限額	630,000円	190,000円	170,000円	650,000円	200,000円	170,000円

税率と課税上限額の変更により、世帯状況等に変更がない場合にも、前年度税額と比較して増減が生じます。

② 6歳以下の未就学児に係る均等割額について、半額が軽減されます。【軽減申請不要】

一定の所得金額以下の世帯に対する軽減制度に該当した場合、減額後の金額が半額の対象となります。

なお、軽減額については、納税通知書2ページ表面の「子ども軽減額」に記載されています。

※6歳以下とは、令和4年度は、生年月日が平成28年4月2日以降の子どもです。

※令和3年度より新設された「18歳以下(令和4年度は、生年月日が平成16年4月2日以降の子どもです。)の子どもに係る2人目以降分の均等割額全額減免」も継続しています。上記軽減と重複して該当となる場合、軽減後の金額が減免対象となります。【減免申請不要】

◆令和4年3月16日福島県沖地震減免について

令和4年3月16日福島県沖地震により、住宅が半壊以上の被害となった罹災証明書の申請者のかたへ、減免申請書を同封した勧奨通知を令和4年9月上旬頃から順次送付する予定です。減免承認による税額変更通知が届くまでは、納期限内に納付をお願いします。減免申請が承認された場合は、納期限が遅い期別から減額し、納付済みの期別にも減額が生じた場合は、減免後の期別額との差額について還付いたします。(他の市税に未納がある場合を除く)なお、納期到来後に納付がない場合は督促状が発送されますのでご了承ください。

※勧奨通知の到着前に減免申請をしたかたにも送付される場合があります。(申請漏れを防止するためです)ご了承ください。

※減免制度について詳しくは福島市役所ホームページをご覧ください。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaigo-s/kenko/fukushi/kaigohoken/jishingenmen-r4.html>

◆ 納税通知書の見方

2ページ表 課税の内訳

<例> 世帯主 国保 太郎(45歳、所得の合計金額…93万円)
 妻 花子(35歳、所得の合計金額…0円)
 2人世帯で、5月から国民健康保険(国保)に加入した場合

国民健康保険税 課税内訳

次のとおり決定しましたので通知します。

通知書	所得の合計金額－基礎控除(43万円)を世帯で合計した金額です。 (内訳) 太郎さん…93万円－43万円＝50万円 花子さん…0円		増額・減額の賦課額 (円)														
賦課額変更																	
国民健康保険税	所得割		算出合計額 (円)														
	算定基礎額 (円)	所得割額 (円)															
	医療分	500,000		33,000	2	37,400	18,300	88,700									
	支援分	500,000		13,500	2	14,600	7,200	35,300									
	介護分	500,000		14,000	1	10,000	6,200	30,200									
合算分		60,500		62,000	31,700	154,200											
課税内訳	減額		月割減額 (円)	平等割額内訳	加入月数	月割賦課額 (円)	減免額 (円)	確定賦課額 (円)									
	割合	軽減額 (円)							子ども軽減額 (円)	限度超過額 (円)	月数	平等割額 (円)					
	医療分	5							27,850	0	0	5,071	0	11	55,779	0	55,700
	支援分								10,900	0	0	2,034	0		22,366	0	22,300
	介護分								8,100	0	0	1,842	0		20,258	0	20,200
合算分	4	46,850	0	0	8,947	0		98,403	0	98,200							

所得の合計金額－基礎控除(43万円)を世帯で合計した金額です。
(内訳) 太郎さん…93万円－43万円＝50万円
花子さん…0円

子どもの均等割額減免などの減免制度に該当する場合、月割賦課額から差し引かれる税額が記載されます。
<例>では、該当する減免はないため0が記載されます。

1人あたりにかかる税額です。

1世帯あたりにかかる税額です。

未就学児の均等割額軽減制度に該当する場合、軽減額が記載されます。
<例>では、軽減対象者ではないため0が記載されます。

今年度の年税額です。

1 所得割額

所得割算定基礎額に、所得割率をかけた金額です。
 ※所得割率については、納税通知書5ページ表面をご覧ください。

2 均等割額

世帯の国保加入者の人数によって税額が変わります。

<例>

医療分…	18,700円	×	人数	2	=	37,400円	} 医療分,支援分は太郎さんと花子さんの2人分
支援分…	7,300円	×	人数	2	=	14,600円	
介護分…	10,000円	×	人数	1	=	10,000円	

4 減額

一定の所得金額以下の世帯に対する軽減制度に該当した場合、算出合計額から差し引かれる金額です。
 <例>では、太郎さん、花子さんの世帯は、5割軽減に該当しているため、
 2 均等割額と 3 平等割額から5割分を軽減します。
 ※軽減判定基準については、納税通知書2ページ裏面をご覧ください。

5 月割減額

国保に加入していない月の分で、月割計算によって差し引かれる金額です。
 <例>では、太郎さん、花子さんの世帯は、国保に加入していない4月分を月割減額します。
 5 月割減額 = 1 所得割額の1ヶ月分 + (2 均等割額 + 3 平等割額 - 4 減額)の1ヶ月分

4ページ表 個人ごとの課税の内訳

国民健康保険税 個人別明細書

資格状況の*は賦課対象月 ◇は特定同一世帯所属者対象月

通知書番号	0098765400	氏名	国保 太郎														
氏名	所得割算定基礎額 (円)	資格状況 (上段: 医療・支援 下段: 介護)												医療分個人賦課額 介護分個人賦課額 (円)		支援分個人賦課額 (円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月数			
1 国保 太郎●	500,000	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	11		38,820	15,720
		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	11		17,416	
2 国保 花子	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	11	8,570		3,345
													0	0			
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	

国保の加入状況です。
*がある月が課税対象です。

所得の合計金額－基礎控除(43万円)を個人ごとに記載しております。

個人ごとの年税額を算出することができます。

太郎さん・・・ 38,820(医療分) + 15,720(支援分) + 17,416(介護分)
計 **71,956円**

花子さん・・・ 8,570(医療分) + 3,345(支援分)
計 **11,915円**



※平等割額(1世帯あたりにかかる税額)は含まれておりませんので、個人ごとの年税額を世帯全員分合算しても ⑥ 確定賦課額と一致しません。

また、年税額は100円未満を切り捨てるため、実際の税額とは異なる場合があります。

太郎さん、花子さん世帯の平等割額の目安は、世帯の年税額と個人ごとの年税額との差額です。

98,200円 ー (**71,956円** + **11,915円**) ÷ **14,329円**
 確定賦課額 太郎さん 花子さん 平等割額の目安

不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

福島市国保年金課国保資格係 電話(直通)024-525-3735

(受付時間 8:30~17:15)

なお、納税通知書発送直後は、窓口・電話が大変混み合いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

◆国民健康保険税に関するQ&A

Q 1 国民健康保険に加入していないのに、納税通知書が自分あてに届いたのですが。

A 1 国民健康保険税納税通知書は、納税義務者である世帯主様あてに送付されます。

世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

Q 2 令和4年度の税額が令和3年度よりも高くなっているのですが。

A 2 令和4年度は、税率が変更になっています。

詳しくはこのチラシの1ページ目をご覧ください。

また、増額の理由としては、以下も挙げられます。

- ①国民健康保険の加入者が増加している場合
- ②令和3年中の所得が令和2年中に比べ増加している場合
- ③所得が増加したことにより、軽減の判定所得の基準額を超え、軽減から外れた場合
- ④確定申告または市県民税申告を行っていない場合（所得0円でも申告が必要です。）

Q 3 職場の健康保険に加入したのに納税通知書が届いたのですが。

A 3 国民健康保険を喪失する手続きはお済みですか？職場の健康保険等に加入した場合は、職場の健康保険証と国民健康保険の保険証を加入者全員分ご持参のうえ、市役所総合窓口またはお近くの各支所・出張所で喪失の手続きをお願いします。

※オンラインもしくは郵送での手続き方法については、福島市役所ホームページをご覧ください。


Q 4 年度の途中で加入・喪失をした場合、国民健康保険税はどのようになりますか。

A 4 年度の途中で加入した場合は、加入した月から翌年3月までの月割で計算します。

また、年度の途中で喪失した場合は、4月または加入した月から喪失した月の前月分までを月割で計算します。計算の結果によっては、国民健康保険を喪失した後も国民健康保険税の納税義務が残る場合があります。

※8月に国保に加入した場合

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

 = 国保加入期間

年間の国保税の $\frac{8}{12}$ が課税になります

※8月に国保を喪失した場合

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

年間の国保税の $\frac{4}{12}$ が課税になります

Q 5 支払った国民健康保険税の金額は、申告に使うことができますか。

A 5 国民健康保険税は社会保険料控除の対象です。領収証書は大切に保管してください。

詳しくは、納税通知書6ページ裏面「(9)市・県民税申告、確定申告における社会保険料控除について」をご覧ください。